

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市下金倉瓢池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）晩田地区）を行うことについて平成20年5月9日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業部土地改良課において平成20年5月27日から同年6月16日まで縦覧に供する。

平成20年5月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀